主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求の事由は、刑訴法四三六条一項所定の再審事由にあたらない。 よつて、同法四四七条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定 する。

## 昭和四七年四月五日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	色	Ш	幸太	郎
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	小	Ш	信	雄